

令和 2 年度
騒音等測定結果

須賀川市

1 東北新幹線鉄道

○測定方法

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)」に定められている方法に基づき、原則新幹線軌道の中心から 25m、50m、100m の 3 地点で、連続して通過する 20 本の列車に係る通過時の騒音のピークレベルを同時測定し、その上位半数のパワー平均を算出しています。

○環境基準(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)

地域の類型	該当する地域	基準値
1	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び用途地域以外の地域※であって新幹線軌道付近に住居が存在する地域	70 デシベル以下
2	沿線地域のうち、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって「1」以外の地域	75 デシベル以下

・トンネル上部、河川敷、工業専用地域については適用しません。

※用途地域以外の地域：市街化調整区域及び都市計画区域外の地域をいいます。

○測定結果

25m、50m 地点において環境基準を上回っています。

調査地点	環境基準	軌道中心からの距離	測定結果
滑川字池田地内 (市街化調整区域)	1 類型 70 デシベル以下	25m	75
		50m	72.2
		100m	64.9

・調査地区の概要：JR 郡山駅から南約 6km の地区。新幹線の西側は工場及び民家が点在しており、東側には田畠の中に民家が点在している。列車の平均速度は 289.8km/h。

2 高速道路

○調査方法

- (ア) 高速自動車道に係る騒音等の陳情のある地区において、高速自動車道から最も近い民家の付近及び高速自動車道境界から 25m の 2 地点で同時に測定を行います。
- (イ) 交通量の増加等による騒音の影響を経年的に把握するため、定点を定め、高速自動車境界から 25m、50m、100m の 3 地点で同時に測定を行います。

○測定方法

等価騒音レベル、中央値、90%レンジの上端及び下端値を算出します。等価騒音レベルにあっては、1 時間ごとの等価騒音レベルを時間帯区分ごとにパワーハーフ平均値をして算出します。
(騒音レベル：等価騒音レベル (LAeq)、時間率騒音レベル (L50))

○環境基準

- (ア) 一般地域（道路に面する地域を除く。）

地域の類型	該当する地域	基準値昼間	基準値夜間
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域（専ら住居の用に供される地域）	55 デシベル	45 デシベル
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域（主として住居の用に供される地域）	55 デシベル	45 デシベル
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60 デシベル	50 デシベル

※ 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

- (イ) 道路に面する地域

地域の区分	該当する地域	基準値
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル	65 デシベル

※ 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道

※ 幹線交通を担う道路に近接する空間：2 車線以下は道路端から 15m、3 車線以上は道路端から 20m

○測定結果

調査方法(ア)により、最も近い民家付近 6.2m 及び高速自動車道境界 25m の 2 地点で測定を実施。各地点とも環境基準を達成しています。

調査地点	車道境界からの距離	環境基準	騒音レベル	測定結果
日向町 地内	6.7m	昼間 70 デシベル	LAeq	68
			L50	66
		夜間 65 デシベル	LAeq	65
			L50	62
	32.1m	昼間 65 デシベル	LAeq	55
			L50	54
		夜間 60 デシベル	LAeq	52
			L50	50

3 自動車交通騒音測定面的評価

○測定・評価方法

- (ア) 測定は、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成17年6月29日付け環管自発第050629002号)の定める方法により、道路近傍騒音(基準点)、背後地騒音の測定地点を選定し、自動車交通騒音に係る基準点測定及び背後地測定、交通量調査及び平均走行速度調査を行います。
- (イ) 評価は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ 地域評価編(平成12年4月(環境庁))」に定める方法により、環境省が著作権を有する「面的評価支援システム」を使用し、道路端から50mの範囲にある全ての住居等について、等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を求めます。

○環境基準(道路に面する地域を除く)

前ページの (イ) 道路に面する地域 の基準と同値。

○測定結果

路線名	調査地点	区分	環境基準	測定結果
須賀川線三春線	古河地内	昼間	70デシベル	67
		夜間	65デシベル	60
須賀川二本松線	下宿町地内	昼間	70デシベル	66
		夜間	65デシベル	58
II-24号線・田中大栗線	雨田地内	昼間	70デシベル	57
		夜間	65デシベル	48

○面的評価結果

評価区間沿線住居の約95%は、環境基準を達成しています。

環境基準未達成の主な原因は、一般国道の騒音となっています。

評価区間 延長	昼夜とも環境基準値以下			昼夜とも環境基準値以下 (道路種類別)			
	全体	(うち近接空間)	(うち非近接空間)	高速 自動車道	一般国道	県道	4車線市道
92区間 169.8km	94.8%	96.1%	93.7%	95.3%	75.4%	99.6%	100.0%

4 福島空港航空機

○測定方法

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）」に基づき、自動測定装置を用いて、各期連続 7 日間の騒音測定を行い、1 日ごとの WECPNL 値を求め、パワー平均値を算出していましたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、平成 25 年 4 月 1 日から新たな評価指標である時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更されました。

1 日ごとの Lden 値を求め、パワー平均値を算出しています。

○騒音に係る環境基準(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)

地域の類型	当てはめる地域	該当地域	基準値
1	専ら住居のように供される地域	未指定	57 デシベル以下
2	「1」以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域	須賀川市、石川町及び玉川村の一部の地域	62 デシベル以下

・福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除きます。

※WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)：加重等価平均感覚騒音レベル。航空機騒音の評価指標のひとつ。音圧レベルとしてのデシベルは、単なる量の尺度であり、瞬間的な音の大きさを表す場合にも使われる単位なのに対して、WECPNL は算出過程で発生回数を加算するなどの形で時間的な積み重ねを反映しているのが特徴です。

○測定結果

各季とも環境基準は達成しております。

調査地点	測定時期	環境基準	測定結果
雨田地区	春季	2 類型 Lden 62 デシベル以下	40
	夏季		38
	秋季		41
	冬季		36

・調査地点の概要：滑走路北側延長線方向

